

埼玉事務所が蓮田サービスエリアにて特別街頭検査を実施

ー 不正改造車3台に対し埼玉運輸支局より整備命令書を交付 ー

自動車技術総合機構関東検査部埼玉事務所は、関東運輸局埼玉運輸支局、軽自動車検査協会及び埼玉県警察と連携し、不正改造車を排除するために特別街頭検査を実施しました。

その結果、計10台の車両を検査し、最低地上高の不足、違法な灯火器の取付け、回転部分の突出等の不正改造があった計3台に対し、道路運送車両法に基づき、埼玉運輸支局より整備命令書を交付しました。

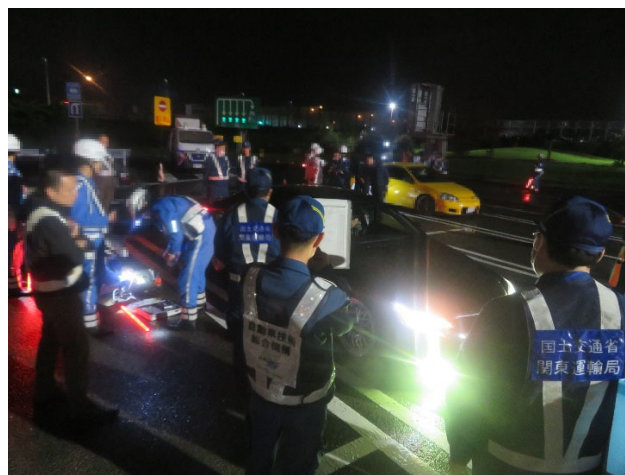
なお、整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で車両の確認を受けていただくこととなります。

◎実施場所及び日時

埼玉県蓮田市大字川島370番地 東北自動車道上り線蓮田サービスエリア
令和7年10月4日（土）22：00～令和7年10月5日（日）2：00

◎検査車両台数 10台（内訳 四輪車6台、二輪車4台）
うち、整備命令書交付台数 3台（内訳 四輪車のみ）

◎主な不正改造内容 最低地上高の不足、違法な灯火器の取付け、回転部分の突出等



お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347